

～ 森とびわ湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村 ～

広報

こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2020



7

TOWN INFORMATION

初夏の風物詩

丸々育ったウメの実の収穫始まる



呉竹 梅林親水公園

2 第32回バサラ道営祭り

3 持続化給付金

5 新型コロナウイルス感染症とは

6 福祉医療制度について

10 後期高齢者医療制度のお知らせ

17 なくそう就職差別



甲良町持続化給付金についてお知らせ

甲良町は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少した事業者を対象に、甲良町持続化給付金の独自支援が決定しました。

該当する事業者は、申請様式を甲良町ホームページよりダウンロードし、記入・押印、証拠書類等の添付の上、下記あて簡易書留で郵送してください。（感染症拡大防止のため、窓口への提出はご遠慮ください。）

（１）受付期間

令和2年5月25日（月）から令和3年1月15日（金）まで

（２）対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少した中小企業・個人事業主の皆様が対象となります。

《対象要件》

1. 申請日時点において、町内に主たる事業所を有し、中小法人《中小企業基本法第2条に規定する中小企業、および農事組合法人・社会福祉法人等で中小企業に準する法人》、個人事業主であること。
2. 2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続すること。
3. 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症による影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月が存在する中小企業・個人事業主。
4. 国の持続化給付金の給付を受けていないこと。今後も受けないこと。
5. 交付規程に定める不交付要件に該当していないこと。

（３）交付額

中小企業・個人事業主とも一律10万



（４）交付回数

1 事業者につき1回

（５）提出書類

提出書類等については、甲良町ホームページよりご確認ください。

＜トップページ→町の組織→産業課→商工労働係→甲良町持続化給付金について＞

（６）留意事項

- ・申請から交付まで2週間程度必要です。
- ・すでに国の持続化給付金の給付を受けた方は、町の給付を受けることができませんのでご注意ください。

【問合先】 産業課 ☎38-5069



「第32回バサラ道営祭り」が開催されました

5月24日、勝楽寺境内で、佐々木道営公顕彰会による毎年恒例の「第32回バサラ道営祭り」が開催されました。今年は、新型コロナウイルスの影響により、佐々木道営の追悼法要のみを執り行いました。

佐々木道営は、41歳のときに甲良の地に移り住み勝楽寺城を築きました。理由は京都の事変にすぐ応えるためであり、勝楽寺城は戦闘体制に適した土地であったからと云われています。

以降、鎌倉幕府の滅亡と南北朝、足利尊氏の室町幕府擁立に活躍し、78歳で生涯をとじるまで勝楽寺を拠点としていました。



【問合先】 甲良町観光協会 ☎38-2035



岡村本家様より寄附をいただきました

高濃度エタノール 消毒用



新型コロナウイルスの影響で高度70%以上のエタノールが入手困難となっております。

このたび、岡村本家様より濃度66%のエタノールの寄附をいただきとても感謝しています。



【問合先】 企画監理課 ☎38-5061・保健福祉課 ☎38-3314



新型コロナウイルス感染症とは

- ・感染から発症までの潜伏期間は1日から14日（多くは5日～6日）といわれています。
- ・飛沫（ひまつ）感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者のくしゃみや咳、つばなどのしぶき（飛沫）と一緒にウイルスが放出され、別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた時などに手にウイルスがつき、その手で触れた場所に残ったウイルスを、別の人が触って口や鼻から感染します。



新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者・医療従事者に対する誤解や偏見による差別は絶対に許されません。



新しい生活様式について



新型コロナウイルス感染症に対して新しい生活様式をそれぞれが意識されていると思います。コロナウイルスの脅威に負けないためにも、今後も、日常生活での感染対策や新しい生活様式を続けましょう。

一人一人の基本的感染対策

感染防止の3つの基本：身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い

- 身体的距離の確保（最低1メートル）空け、会話をするときは真正面を避ける。
- 会話をするときは症状がなくてもマスクを着用。
- 咳エチケット。
- まめに手洗い、手指消毒
（手洗いは30秒程度かけ流水とせっけんで丁寧にあらう）
- 旅行や帰省は控えめに。
- こまめに換気。
- 3蜜の回避。
- 毎朝体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養。



【問合先】 保健福祉課 ☎38-5151



新しい生活様式を踏まえた日常生活の各場面での対応

買い物

- ・通販も利用
- ・一人または少人数ですいた時間に
- ・計画を立ててすばやく済ます
- ・電子決済の利用
- ・サンプルなど展示品への接触は控える
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース



娯楽・スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画も活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違う時は距離をとる
- ・狭い部屋で長居しない
- ・歌や応援は、十分な距離を保つ



**一人ひとりの意識が
コロナウイルス感染防止につながります。
日常生活で自分にできる対策を再度確認し、
意識していきましょう！**

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避ける
- ・自転車や自動車の利用も併用する



食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも活用
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個別に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて



冠婚葬祭

- ・大人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

◆こころのケア

多くの人が新型コロナウイルスによってストレスを感じています。その種類は大きく3つに分かれます。

- ①自分や家族のウイルス感染の不安
- ②コロナウイルスによる経済的不安
- ③生活の変化やコロナ報道による不安



不安・気分の落ち込み・不眠、そういった症状が続くようであれば一度相談ください。

相談窓口 甲良町保健福祉課 TEL38-5151
よりそいホットライン TEL0120-279-338（携帯・PHSからもOK）
<https://www.since2011.net/yorisoi/>

【問合先】 保健福祉課 ☎38-5151



医療費の返金手続きについて

福祉医療費受給券は県内の医療機関のみ有効です。県外の医療機関を受診された場合は、一旦医療費をお支払いいただき、後日役場住民課で返金の手続きをお願いします。

<手続きに必要なもの>

1. 健康保険証
2. 福祉医療費受給券
3. 領収書（受診者名、保険点数の記載されたもの）
4. 振込先のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
5. 印鑑



高額療養費等について

福祉医療費受給券をお持ちの方の医療保険自己負担金額については、甲良町が受給者に代わり医療機関に福祉医療費自己負担金を除いて医療費を支払っています。

福祉医療制度は、「医療保険制度において返金を受けることができない医療保険自己負担金」を助成する制度であるため、「高額療養費等返還を受けることができる医療費」が発生した場合は甲良町に返金していただくことになります。

そこで甲良町が高額療養費等について加入されている健康保険に請求するにあたり、委任状などが必要となりますので、甲良町から郵送いたします書類に記入・押印し、提出してください。

また、医療費の返金を加入されている健康保険から直接受けられた場合は、役場住民課まで連絡をお願いします。

福祉医療費受給券等更新の方々へ

令和2年度更新の方々については、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、郵送での申請を推奨しております。申請書と合わせて返信用封筒も同封させていただきますので、ご利用していただき、郵送での申請にご協力ください。

【問合先】 住民課 ☎38-5063



福祉医療制度について

甲良町では、受給要件に該当された方を対象に申請により『福祉医療費受給券』を交付し、医療費の個人負担を助成しています。

制度区分・受給要件は下表のとおりです。

制度区分	受給要件	自己負担
母子家庭 父子家庭	次のいずれかに該当する者が、18歳未満の児童を扶養している家庭 1. 配偶者と死別、又は離婚したものであって現に婚姻をしていない者 2. 配偶者の扶養を受けることができない者（生死が明らかでない者、海外にいる者、法令により長期にわたって拘禁されている者） 3. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者 4. 婚姻によらないで、母又は父となったものであって現に婚姻をしていない者	医療費自己負担額は医療機関ごとに ○通院：月500円 ○入院：1日1,000円 （月額上限14,000円） ただし、世帯員全員（扶養義務者を含む）が町民税非課税の場合は自己負担額は0円となります。
重度心身障害者 (児、老人)	1. 身体障害者手帳1・2・3級所持者 2. 知的障害重度の者（療育手帳A1・A2） 3. 身体障害者手帳3級かつ知的障害中度（療育手帳B1）の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者	
一人暮らし寡婦	1. 配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続しており、今後も継続すると見込まれる65歳未満の者	
一人暮らし高齢寡婦	1. 一人暮らし寡婦の要件に該当する者で、65歳から74歳の者	
65から74歳老人	1. 世帯員全員（扶養義務者を含む）が町民税非課税で、65歳から74歳の者	医療費の自己負担割合が1割または2割となります。 医療費の自己負担割合が1割または2割となります ただし、ひと月あたり下記の自己負担限度額を超えた場合は申請により返金します。 外来：8,000円 入院：24,600円
乳幼児	1. 甲良町に住民票を置く未就学児童	自己負担 無
小中学生	1. 甲良町に住民票を置く小中学生	

※各区分にそれぞれ本人及び扶養義務者に所得制限が設けられています。

【問合先】 住民課 ☎38-5063



甲良町国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について

甲良町国民健康保険では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給します。

○対象となる方

次の条件をすべて満たす人が対象です。

- ①甲良町国民健康保険の加入者であること
- ②事業所等から給与の支払いを受けていること
- ③新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、その療養のために労務に服することができなくなったこと
- ④療養のため労務に服することができない日が連続した3日を含む4日以上あること
- ⑤労務に服することができなくなった期間について給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと

○支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額

÷直近の継続した3か月間の就労日数×2/3×支給対象となる日数
※支給額には上限があります。

○対象期間

令和2年1月1日から9月30日の間で労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月まで)

○申請方法

申請には事業主と受診した医療機関の証明が必要です(申請様式あり)
詳しくは、住民課(0749-38-5063)までお問い合わせください



うけよう健診・のばそう健康寿命！！



減塩・運動・禁煙

【問合先】 住民課 ☎38-5063



心身障害者（児）医療費補助のお知らせ

現在、甲良町では身体障害者手帳（4級から6級）または療育手帳Bをお持ちの方に、医療費の一部補助を行っています。

○対象者：身体障害者手帳（4級から6級）または療育手帳Bをお持ちの方。

○補助金額

手帳の等級	補助金額
・身体障害者手帳4級から6級 ・療育手帳B1、B2	1か月分の医療費から、5,000円を控除して得た額の1/2を補助します。ただし、町県民税非課税世帯の方は、対象となる医療費の1/2を補助します。

○所得制限

本人及び扶養義務者に所得制限が設けられています。

○申請手続について

- ・医療機関、薬局の窓口で一旦医療費をお支払頂き、申請により医療費の補助を致します。
- 1ヶ月分の領収書をまとめて、翌月の月末までに役場住民課で申請してください。

○補助の対象とならない費用

- ・健康保険や他の制度により払戻しを受ける事ができる医療費（高額療養費、附加給付等）
- ・健康保険の保険給付の対象とならない費用（予防接種代、部屋代、食事代、オムツ代等）

○持参していただくもの

- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・振込先のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・領収書（受診者氏名・保険点数の記載されたもの。申請時に原本およびコピーを一緒に持ってきてください。）
- ・医療費補助資格認定証
認定をうけられていない方は、補助を受けようとする診療月以前に印鑑、障害者手帳、健康保険証をお持ちの上、役場住民課で申請してください。

【問合先】 住民課 ☎38-5063



後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

令和2・3年度の

後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

令和2年4月1日から保険料率を改定します。

●令和2・3年度の保険料率（年額）

区 分	保険料率	
	現 行 (平成30・令和元年度)	改定後 (令和2・3年度)
被保険者均等割額	43,727円	45,512円
所得割率 ※	8.26%	8.70%
年間保険料上限額	62万円	64万円

※「所得割率」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

●令和2年度の均等割額が軽減される場合および変更点

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

令和2年度における保険料均等割額の軽減割合及び軽減範囲の変更点は、以下のとおりです。

均等割額の軽減割合が見直されます

■世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、被保険者全員の公的年金の控除額を80万円として計算したとき、各種所得が0円となる方

《令和元年度》均等割額8割軽減

《令和2年度》均等割額7割軽減

■世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、上記に該当しない方

《令和元年度》均等割額8.5割軽減

《令和2年度》均等割額7.75割軽減

均等割額5割・2割軽減の範囲が拡大されます

■均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

《令和元年度》「基礎控除額（33万円）」＋「28.0万円×世帯の被保険者数」

《令和2年度》「基礎控除額（33万円）」＋「28.5万円×世帯の被保険者数」

■均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

《令和元年度》「基礎控除額（33万円）」＋「51万円×世帯の被保険者数」

《令和2年度》「基礎控除額（33万円）」＋「52万円×世帯の被保険者数」

おひとりごとの新しい保険料の額は、令和2年7月に郵便でお知らせします。

広域連合のwebサイトで保険料額の試算ができます。

広域連合webサイトトップページ：http://www.shigakouiki.jp/index.html

【問合先】 甲良町役場 住民課または滋賀県後期高齢者医療広域連合（☎077-522-3013）まで
〒520-0044大津市京町四丁目3-28 webサイト http://www.shigakouiki.jp/



後期高齢者医療制度のお知らせ

令和2年度の 保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和2年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りします。

●保険料の計算のもとになるのは

令和2年度の保険料は、令和元年中の所得にもとづいて計算されます。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。
「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくことになります。



8月1日から有効の 新しい被保険者証を7月にお送りします

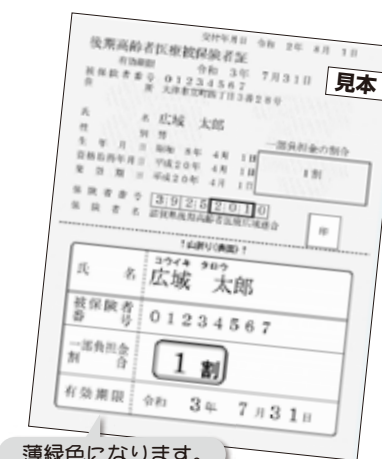
新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

令和2年8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください（有効期限をお確かめください。）。
薄緑色になります。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「限度額適用認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」（現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」）（以下、限度額証）を提示すると、医療機関の窓口でのお支払いの上限が限度額までとなり、非課税世帯の方は入院時食事代が減額されます。

●対象となる被保険者の方は

- ・住民税非課税世帯の方
- ・住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方



●手続き方法は

令和2年7月31日まで有効の限度額証をお持ちの方で、令和2年8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封して郵送します（申請手続きは不要です。）。
●対象となる方で限度額証をお持ちでない方は

被保険者証と印鑑（認印で可）をご持参のうえ、市町の窓口で申請してください。

医療制度の改正について

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担を求める形で、令和2年4月から後期高齢者医療保険料の制度が以下のとおり改正されました。

●保険料の所得が低い方への均等割軽減の軽減率が一部変わりました。

●均等割の軽減範囲が一部拡充となりました。

詳しい案内は、7月に医療保険料額決定通知に同封して郵送するチラシをご覧ください。

【問合先】 住民課 後期高齢係 ☎38-5063 または
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013 HP:http://www.shigakouiki.jp/



第十一回特別弔慰金の請求について ～戦没者等のご遺族の皆さまへ～

令和2年4月から、第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（記名国債）の請求を受け付けています。

○支給対象者

令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計を有している等の要件をみたしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○請求期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

○支給方法

5年償還の記名国債発行

額面25万円（1年あたり5万円）

○請求窓口

請求者のお住まいの市区町村の援護担当課
（甲良町の請求窓口は住民課です）



【問合先】 住民課 ☎38-5063



国民年金保険料の納付免除・納付猶予について

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請の手続きは、甲良町住民課、またはお近くの年金事務所で行ってください。

国民年金保険料が免除または猶予される制度は、次のとおりです。

◆保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、保険料が全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※ 一部納付（1／4納付、半額納付、3／4納付）については、保険料の納付がなければ未納と同じ取扱いになります。

◆納付猶予

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※ 令和2年度の納付免除・猶予の申請は、7月から受け付けます。

◆学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

問い合わせ先 日本年金機構 彦根年金事務所 TEL：0749-23-1114
甲良町役場 住民課 TEL：0749-38-5063

**新型コロナウイルス感染症の影響により
収入が減少している方へ**

国民年金保険料免除 の申請ができます

手続きの方法や申請書等は、日本年金機構ホームページに掲載しております。
（郵送による申請をご利用ください）

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

ご相談は「ねんきん加入者ダイヤル」へ TEL：0570-003-004

相談受付時間 8:30～19:00（月～金曜日）
9:30～16:00（第2土曜日）

【問合先】 住民課 ☎38-5063



図書館に行こう♪

今年の夏も暑くなりそうです。
新型コロナや熱中症に負けないよう、しっかり栄養をとり、無理のない運動を心がけ体力をつけましょう。



『夏野菜があれば！おいしい旬レシピ』 《主婦の友社》

太陽をたっぷり浴びて育った夏野菜は、夏の体調管理に必要な栄養や水分を豊かに含んでいる。なす、トマト、ゴーヤー、かぼちゃ、ピーマン・パプリカなど野菜別に、夏野菜のレシピを紹介。



『ひんやりさっぱりゼリー寄せ』 大越 郷子／著《誠文堂新光社》

スープにしたり、きれいな形に固めて前菜やオードブルにしたり、たれやドレッシングにアレンジしたり。和・洋・中・エスニック風と、どんな料理にも合って、メニューの幅が広がる、ゼラチンや寒天を使ったレシピを紹介します。



『ひんやり夏和菓子』 鳥居 満智栄／著《淡交社》

電子レンジで簡単にできる！器ごと食べられる寒天「夢の器」、幸せの飲むゼリー「ハーバリウム」、涼を誘うカラフルな葛まんじゅう「夏牡丹」など、ひんやり冷やして食べられる、夏和菓子を紹介します。



『夏めし100』 高橋 雅子／著《池田書店》

食欲を刺激する夏野菜・肉・魚料理を中心に、夏だからこそおいしいレシピ9パターン100種を掲載。夏めしの紹介の他、夏をおいしく過ごすための素材や調味料、調理法、夏の作り置きレシピも掲載。



『鎌田式「スクワット」と「かかと落とし」』 鎌田 実／著《集英社》

医師の著者が3年間で9キロ減量した、シンプルな運動なのに効果がある筋活＝「スクワット」と「かかと落とし」を紹介。食事の大切さや心の筋活情報もあります。

7月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

8月	日	月	火	水	木	金	土
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						

【開館時間】
水～金 10：00～18：00
土・日 10：00～17：00

写真でたどる

ふるさと再発見

No.
10

戦後の厚生社

昭和20年8月終戦となり、社会情勢が混迷するなか農村民主化がすすめられ、2回にわたる農地改革により自作農の確立がなされ、昭和22年11月には新しい「農業協同組合法」が施行されました。

国による戦時経済体制に組み込まれていた厚生社も、伝統の「厚生惟和」の歴史のもと民主的な農協づくりが必要となり、昭和23年8月に新生「厚生社農業協同組合」（初代組合長 圓城源三氏）が誕生しました。戦後の疲弊と虚脱感から新たに立ち上がる希望の拠点として、農村生活の向上と地域発展をめざした新たな出発でした。以降、復興期、高度経済成長期と各時代を地域と共に発展してきました。

それでは、甲良西支所の写真から振り返ります。

■建設中の野菜集荷場（昭和43年）



彦根・犬上地区ではカンラン（キャベツ）の産地指定を受け、京阪市場で名声を得ていました。特に甲良地域のダイコンは、お漬物用として歯切れがよいと好評でした。

そこでより有利に販売するため共同選別による良品の規格統一や計画出荷をすすめるため、甲良西支所に大集荷場が建設されました。

■えびす講大売出し（昭和47年）

収穫を終えた11月にえびす講大売出しが3日間あり、お米が売れたお金で生活物資やお正月に向けての衣食をそろえました。また、福引も楽しみで1年間の農作業の苦勞が報われるイベントでもありました。瓦葺の売店は、西小学校の器具庫を譲り受け使用されていました。

その後、スーパー方式のくみあいマーケットが昭和53年に新築されました。



■くみあいマーケット甲良西店（昭和53年）



■お米の出荷（昭和54年）

収穫したモミは各農家が乾燥、もみすりをし農協まで運びました。そこで検査を受け、米の等級がきまります。写真は西支所で米袋をあげ検査を待つ様子です。農家の担い手が、兼業化により高齢者や女性になってきていることがうかがえます。



参考：厚生社のあゆみ 写真提供：JA東びわこ農業協同組合

【問合せ先】 ふるさとプロジェクト（図書館） ☎38-8088 FAX38-8089

7月の催し物

図書館の行事はすべて無料です！

11日（土）11：00～
おはなし会

17日（金）11：00～
ぴよぴよよこのおはなし会
「0、1、2歳児向けのおはなし会」

25日（土）開館時間中
雑誌リサイクル

入場制限をお願いすることがあります。
マスク着用をお願いします。

里見さんと
仲間たちの写真展
7月4日（土）
～7月31日（金）

【問合せ先】 図書館 ☎38-8088 FAX38-8089



7月は「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」です

滋賀県では、7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」と定め、さまざまな啓発活動を実施しています。

◆ 事業所のみなさまへ

- ① 就職の機会均等を保障するため、差別のない公正な採用選考を行ってください。
基本的人権の尊重に十分配慮し、本人の適正と能力に基づいた公正な採用選考を行ってください。
採用面接にあたっては、次のような不適切な質問はやめましょう。
 - ア 本人に責任のない事項の把握
「お住まいは〇〇町のどの辺ですか?」「お父さんの職業を教えてください」など
 - イ 思想、信条など、本来個人の自由であるべき事項の把握
「信仰はありますか?」「尊敬する人物、愛読書を教えてください」など
 - ウ その他の不適切な質問
「結婚、出産しても働き続けられますか?」「持病はありますか?」など
- ② 差別のない明るい職場づくりのため、企業内の人権研修を積極的に実施して下さい。
すべての従業員を対象に、計画的かつ継続的な研修会を実施し、同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と、働きやすい明るい職場づくりに努めてください。
- ③ 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置にご協力ください。
滋賀県では、常時使用する従業員が20人以上の事業所を対象に、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者（以下「啓発担当者」といいます。）の設置をお願いしています。
啓発担当者の設置は甲良町役場産業課で届出することができますので、未設置の事業所は届出をお願いします。

【問合先】 産業課 ☎38-5069

天使のほほえみ

1歳のあたんじょうびおめでとう!



つじ すずは
辻 珠々葉ちゃん
7月13日生（下之郷）



おおはし ゆあら
大橋 優空ちゃん
7月20日生（長寺）



はしもと ひ かる
橋本向日琉ちゃん
7月29日生（長寺）

令和2年9月号『天使のほほえみ』への掲載希望（R1年9月生のお子さん）の方は、7月29日（水）の「乳児の10か月健診」時に写真をご持参ください。
写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所をご記入ください。

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061 保健福祉課 ☎38-3314



ほっと館へようこそ！

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の解除から1か月余りが過ぎました。子育て支援センターでは、安心して遊んでいただけるよう、来館時の検温をはじめ、おもちゃ等の消毒や三密にならないように配慮して開館しています。利用者の皆様には、マスクの着用（お子様は可能な限り）や入室前の手指消毒など、ご理解とご協力をお願いいたします。

お待たせいたしました！「親子ふれあい教室」が始まります！！

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、例年より1か月遅れで7月から親子ふれあい教室を開催することになりました。教室の内容もリニューアルし、親子で楽しく過ごせるように工夫しています。

みんなで子育てを楽しみましょう。



対 象 甲良町在住の未就園児と保護者
日 時 7月 3日（金） ひよこ教室（0歳児）
7月14日（火） ペんぎん教室（1・2歳児）
10:00～11:00（受付 9:45）
場 所 子育て支援センター

※教室の参加には、年間の申込みが必要です。まだ参加申込みをしていない方も途中から参加できます。お気軽にご連絡下さい。

※体調の悪い方は、来館をご遠慮下さい。

※今後の情勢により、日程や内容の変更をする場合があります。

一時預かり事業「こうら子育てほっとクーポン」が利用しやすくなりました！

6月から「こうら子育てほっとクーポン」の交付申請を受け付けています。昨年度までは、西保育センターでのみ一時預かりを実施していましたが、今年度から東保育センターでも実施しており、利用しやすくなりました。クーポンの交付対象となる方には申請書を郵送しています。交付を希望される方は申請書に必要事項を記入し、印鑑をご持参のうえ子育て支援センターまでお越しください。

申請場所	子育て支援センター	TEL 38-8003
実施場所	甲良東保育センター（甲良町横関32番地）	TEL 38-2087
	甲良西保育センター（甲良町呉竹53番地）	TEL 25-1752

※一時預かりを利用される時は、各保育センターに事前にお申込み下さい。

子育て支援センターにご相談ください！

子育て支援センターの専門職（社会福祉士・保健師・教師・保育士）に子育て・家庭に関する相談ができます。悩みや不安のある方、気になることがある方、お気軽にご相談ください！

〈対象〉 町内にお住まいの方どなたでも ★事前申込み不要です。
〈日時〉 平日午前9時～午後5時 ★電話でもけっこうです。

★月2回、臨床心理士にも発達に関する相談ができます。（要予約）
★相談者の情報や相談の内容は守秘されますので安心してご相談下さい。

【問合先】 子育て支援センター（ほっと館） ☎38-8003



町立図書館ホームページのご案内

図書館にある本を、
調べることができます



※貸出中の資料に予約をつける
ことができます

いま借りている資料や返却期限を
※確認することができます



※事前申し込みが必要です。図書館カウンターの職員にお声かけください



甲良町立図書館のホームページ
<http://www.koura-lib.jp/>

【問合先】 図書館 ☎38-8088 FAX38-8089

エコーホール ピアノメンバー募集

優れた建築音響の中で、外国製コンサートピアノを弾いてみませんか？

ひこね市文化プラザ・エコーホールには世界の名器と呼ばれる個性豊かなグランドピアノを備えております。コンサート前の特別練習や、お子さまの体験演奏、演奏の撮影や録音に最適です。ぜひご利用ください。

- | | |
|------|---|
| 登録期間 | メンバー登録制 初回登録日～3月末日 ※初回登録日に関わらず毎年3月末日に更新を行います。 |
| 登録料金 | 上記期間 2,000 円 |
| 登録資格 | 小学生以上のピアノ演奏家・学習者・愛好家で、注意事項を守っていただける方 |
| 登録方法 | 下記申込用紙にご記入の上、直接来館・郵送・FAX・メールのいずれかにてお申込みください。
未成年の方は保護者の同意が必要です。
申込確認後登録料として2,000 円をお支払いいただきます。(振込および直接支払)
その後、メンバーカードとご利用上の詳細注意事項などを送付いたします。 |
| 利用料金 | 1 時間 3,500 円／1.5 時間 4,500 円／
2 時間 5,000 円／2.5 時間 6,000 円／3 時間 7,000 円
(ホール・空調・照明・ピアノ料金含む) |



お問い合わせ

〒522-0055 彦根市野瀬町187-4 毎週月曜休館/月曜が祝日の場合は翌日休館

ひこね市文化プラザ チケットセンター ☎0749-27-5200 (9:00～19:00)



サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ1,000万円
(1等1千万円)
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
7月14日 2種類同時発売! 発売期間 7/14⑨～8/14⑨ 抽せん日 8/21⑨
公益財団法人滋賀県市町村振興協会 各1枚 300円



介護予防 出前講座

のご案内



◇講師を派遣して高齢期の健康管理を
テーマとした講座を用意しています。



食生活や運動習慣、わかりにくい
お薬のことなど身近な話から
健康管理をサポートします

◇出前講座についてのお申込み・ご相談は、甲良町地域包括センターまで。

【問合先】 保健福祉課 地域包括センター ☎38-5161

喫煙はたくさんの病気と関係しており、喫煙する人は喫煙しない人に
比べて新型コロナウイルスに感染すると重症化する可能性が高いことが
わかっています



喫煙は予防できる最大の死亡原因です
禁煙を心がけましょう



【問合先】 保健福祉課 ☎38-5151



温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.tac-sports.co.jp/koura-pool/>

* 営業日・営業時間等詳しくは、問合せ先までご連絡ください

《水泳教室受講手続き》
空き状況をお問い合わせいただき、教室受講料と
印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

7月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
			1 教室日	2	3 教室日	4 教室日
5	6	7	8 教室日	9	10 教室日	11 教室日
12	13	14	15 教室日	16	17 教室日	18 教室日
19	20	21	22 教室テスト	23	24 教室テスト	25 教室テスト
26	27	28	29 教室日	30	31 教室日	

7/29(水)、31(金)は8月分教室となります。
7月は休館日はありません。

8月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
						1 教室日
2	3	4	5 教室日	6	7 教室日	8 教室日
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19 教室日	20	21 教室日	22 教室日
23	24	25	26 教室日	27	28 教室日	29 教室日
30	31					

8月は休館日はありません。

【営業時間のご案内】 7月・8月は火曜日も開館！

・温水プール
受付時間 12：45～20：30
(日曜日は19：30まで)
遊泳時間 13：00～21：00
(日曜日は20：00まで)
※6月～9月の土日祝は、受付/遊泳11：00～
7月20日～8月31日までの平日は10：00～
・香良の湯
受付時間 12：45～20：00
入浴時間 13：00～ (閉場時間20：30)

〇サマータイムのお知らせ！

暑くなる季節、今年の夏はステイホームタウン！家族みんなでプールへ遊びに来てください！

①6月～9月の土曜日・日曜日・祝日のプールは11時から開館しています！

②7月、8月は毎日開館！（火曜日も臨時開館！）

③夏休み期間はプールの開館時間延長！（7月20日～8月31日までの平日は午前10時から開館！）

①③は温水プールのみ ②は温水プール・香良の湯で実施

※営業に関してはコロナウイルスによる影響や学校のスケジュールにより変更の場合がございます。

〇夏の短期水泳教室募集のお知らせ！！

甲良町温水プールで夏の短期水泳教室を開催します。4日間の練習で泳力向上を目指しましょう。

最終日に泳力認定を行います。現在教室に参加されている方は進級のチャンスですよ！

クラス・時間	対象	定員	日程	参加費
短期水泳教室 幼児クラス 午前9時～午前10時	4歳～未就学児	16名	8月4日(火)～8月7日(金)	4,840円 (税込)
短期水泳教室 ジュニアクラス 午前10時～午前11時	小学生	24名		

※短期教室から通常教室へ申し込まれた方は、**スイムキャッププレゼント&初月月会費が半額(50%OFF)**となります。

〇甲良町温水プール スクール入会キャンペーン実施中！

・ジュニア4,100円 成人水泳/ヨガ4,500円 水中ウォーキング/健康体操2,100円 各スクール月4回開催

◇甲良町温水プールのジュニア水泳教室のポイント

その1 8段階のプログラムで学年別・レベル別のクラス編成

その2 1クラス10名以下(指導者1人当たり)の少人数制

その3 経験豊富なインストラクターによる丁寧な指導

※令和2年4月から令和3年3月中の誕生日で4歳になる方から幼児クラスへご参加いただけます。

・ジュニア水泳教室ではスイミングキャップ(600円)とワッペン(100円)が指定となります。水着は自由です。

スイミングスクール タイムスケジュール

	水	金	土	
15：00	成人水泳		幼児 ※	15：00
16：00	小学1・2年	成人水泳	小学1・2年	16：00
17：00	幼児 ※	小学1・2年	小学3・4年	17：00
18：00	小学5・6年	小学3・4年	小学5・6年	18：00
19：00		成人水泳		19：00
20：00		水中ウォーキング		20：00

〇温水プール・香良の湯スタンプカード大好評実施中！！

1回券・回数券利用の方は、スタンプを10個貯めたら施設無料券を1枚プレゼント！
家族でご利用の場合は、スタンプをひとつのカードにまとめることも可能なので、さらにお得にご利用いただけますよ！

香良の湯は屋内風呂＋露天風呂もあり、料金は大人250円と公衆浴場よりもお安くご利用いただけます。

仕事帰りの疲れを洗い流したり、大きなお風呂で家族団らんには是非ご利用ください！

スタンプカード				
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
※ ご利用に付き1個押印、10個で1回分の利用券を発行致します。				

【問合先】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

道の駅 せせらぎの里こうら



<営業日> 年中無休
(※12月31日～1月3日までは休み)

<営業時間> 9：00～18：00
※1月9：00～17：00

<電話番号> 38-2744

人権なんでも相談日

新型コロナウイルス感染症の影響より

当分の間実施しません。

再開のおりは、またご連絡します。



甲良町 し尿収集カレンダー【令和2年8月】

日(曜日)	午前/集落	午後/集落
3日(月)	呉竹①・小川原①	呉竹①・小川原①
4日(火)	小川原①	小川原①
5日(水)	小川原①	不 定 期
7日(金)	尼 子①	尼 子①
11日(火)	正楽寺①・法養寺①	正楽寺①・法養寺①
12日(水)	長寺①	長寺①
19日(水)	北落①・下之郷②③	不 定 期
21日(金)	小川原②	小川原②
25日(火)	呉竹①②③	呉竹①②③
26日(水)	尼子②③	尼子②③
28日(金)	池寺①②③・長寺②③	池寺①②③・長寺②③

※「一」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある〇印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。

①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2～3日は前後します)に収集させていただきます。

【問合先】 クリーンライフ湖東(有限責任事業組合) ☎35-5205 FAX 35-5206



くらしのかわら版

◆行政書士による無料相談会の開催について

相談内容：相続手続き全般(遺言書の書き方・遺産分割協議書の作成等・その他相続相談)

※事前に相談内容をお知らせ頂ければ、よりの確なご返答が行えます。

相談会日時：令和2年 8月21日(金) 13：00～15：00

10月16日(金) //

12月18日(金) //

令和3年 2月19日(金) //

相談会場：甲良町役場

連絡先：滋賀県庁行政書士会彦根支部 支部長 岸田 090-9547-1441

※コロナウイルスの影響により急遽中止させて頂く場合がありますので、予めご了承下さい



【全国一斉 司法書士による手続支援のための養育費相談会】開催のお知らせ

滋賀県司法書士青年会は養育費に関する電話相談会を開催します。本相談会は、全国青年司法書士協議会が日本司法書士会連合会と共催で行う相談会です。養育費でお困りの方、ぜひご相談ください。

日 時：令和2年9月12日(土) 午前10時から午後4時まで

電話番号：0120-567-301(フリーダイヤル) 相談無料。秘密厳守。予約不要。

担当者：高杉 問い合わせ先：電話0748-78-0711

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

7月後半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
乳児健診4か月	29日(水)	13:30～13:40	R2年3月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート
乳児健診10か月	29日(水)	13:00～13:10	R1年9月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 写真 (広報への掲載希望者)
こころの健康相談	30日(木)	10:00～11:30	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制)保健師が対応いたします。	特になし

8月前半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
すこやか相談	3日(月)	予約制	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子健康手帳
3歳6か月健診	5日(水)	13:15～13:45	H28年12月・H29年1月生まれの児 前回うけられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート
こころの健康相談	7日(金)	10:00～11:30	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制)保健師が対応いたします。	特になし

健診受診の前に保護者の方、お子さんは体温測定をしてきて下さい。

新型コロナウイルス感染症対策のため変更となる場合があります。ご不明な場合は、お問い合わせください。

問合先 保健福祉課 ☎38-3314

ひとのうごき

< >内は前月との比較
R2.6.1 現在

	総人口		0～15 歳未満	15 歳以上 ～65 歳未満	65 歳以上
男	3,312	<－ 3>	417	1,968	927
女	3,536	<－ 9>	368	1,987	1,181
合 計	⑥ 6,848	<－ 12>	785	3,955	① 2,108
世帯数	2,612	<＋ 1>	①÷⑥＝高齢化率 30.78% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		



2020年（令和2年）7月号

通巻第499号

発行／甲良町企画監理課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail: kikaku@town.koura.lg.jp

滋賀県内の消費生活相談窓口

消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください

全国共通ダイヤル 消費者ホットライン

☎188 いやや（188）！泣き寝入り！！

最寄りの市町の相談窓口や滋賀県消費生活センターにつながります。通話は有料です。